

報告第2号

専決処分の報告について

次の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年4月25日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

専決第2号 守口市市税条例の一部を改正する条例

専決第 2 号

守口市市税条例の一部を改正する条例

守口市市税条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

守口市長 瀬 野 憲 一

記

(専 2 - 2)

守口市市税条例の一部を改正する条例

守口市市税条例（平成11年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第26条まで 略 （市民税の申告） 第27条 略 2から8まで 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） <u>第2条第15項</u> に規定する法人番号をいう。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。	第1条から第26条まで 略 （市民税の申告） 第27条 略 2から8まで 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） <u>第2条第16項</u> に規定する法人番号をいう。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
第28条から第69条まで 略	第28条から第69条まで 略

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第70条 略

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税及び都市計画税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税及び都市計画税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)から(4)まで 略

2 略

第71条から第90条の7まで 略

(種別割の税率)

第91条 略

(1) 略

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第70条 略

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税及び都市計画税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税及び都市計画税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)から(4)まで 略

2 略

第71条から第90条の7まで 略

(種別割の税率)

第91条 略

(1) 略

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力

(専 2 - 4)

が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。)

年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、
0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワッ
トを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000
円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超える
もの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年
額 2,400円

エ 略

(2)及び(3) 略

第92条から第95条まで 略

(種別割の減免)

第96条 略

2 略

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事

が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるもの
を除く。) 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、
0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)
又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット
以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ
最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000
円

エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるも
の(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キ
ロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ 略

(2)及び(3) 略

第92条から第95条まで 略

(種別割の減免)

第96条 略

2 略

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事

業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

（3）及び（4） 略

（5） 原動機の総排気量又は定格出力

（6）から（9）まで 略

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第97条 略

2 前項第1号又は第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付を受けた身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において「身体障

業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

（3）及び（4） 略

（5） 原動機の総排気量又は定格出力（第91条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

（6）から（9）まで 略

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第97条 略

2 前項第1号又は第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付を受けた身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において「身体障

害者手帳」という。)、知的障害があると判定されて交付を受けた療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付を受けた身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

害者手帳」という。)、知的障害があると判定されて交付を受けた療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。))の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

3 略

第98条から第128条の7まで 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第128条の8 略

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)及び(3) 略

第128条の9から第142条まで 略

(6) 略

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 略

第98条から第128条の7まで 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第128条の8 略

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)及び(3) 略

第128条の9から第142条まで 略

附 則

第 1 条から第 9 条まで 略

(法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 9 条の 2 略

2 から22まで 略

23 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

24 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

25 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

26 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

27及び28 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 1 0 条 略

2 から13まで 略

附 則

第 1 条から第 9 条まで 略

(法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 9 条の 2 略

2 から22まで 略

23 法附則第15条第36項の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

24 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

25 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

26 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

27及び28 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 1 0 条 略

2 から13まで 略

	<u>14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u>
<u>14</u> 略	<u>15</u> 略
<u>15</u> 略	<u>16</u> 略
以下 略	以下 略

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 改正後の守口市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。